

更正の請求・審査請求

【更正の請求】

法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税（地方法人特別税）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税及び核燃料税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から**5年以内**（国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して**2か月以内**）に限り、更正の請求をすることができます。

【県税に関する処分などに対する審査請求】

県税の課税・徴収の処分などについて不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月以内**に、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書は、県総合（県税）事務所長による処分についての審査請求の場合は、なるべく所管の県総合（県税）事務所を経由するとともに、正副2通を提出してください。

県税の納税証明書

納税証明書には、納税証明書（一般用）と自動車税納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用）があります。

【納税証明書（一般用）】

課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

■申請窓口

各県総合（県税）事務所の窓口

■交付申請の際に必要なもの

- ・「納税証明書交付申請書」
（各事務所の窓口にありますので、申請時に記載ください。なお、県のホームページにも様式があります。）
- ・印鑑（法人の場合は代表者印）
- ・代理人の方は、委任状又は代理権授与通知書
- ・納税した際の領収書（必要な場合があります。）

■交付手数料

納税証明事項1件につき400円

【自動車税納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用）】

この納税証明書は、車検（継続検査及び構造等変更検査）の際に必要です。

5月にお送りする自動車税納税通知書には、この納税証明書が添付されていますので、納税された後は自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

なお、自動車税の口座振替制度を利用している方には、振替を確認した後に送付します。

自動車税の納税証明書に***印の表示がある場合、前年度までの自動車税（延滞金を含みます。）に未納があるため、その納税証明書は、継続検査及び構造等変更検査には使用できません。納税されたうえで交付申請してください。

■申請窓口

各県総合（県税）事務所の窓口、税務課、税務課自動車税グループ分室

■交付申請の際に必要なもの

- ・「自動車税納税証明書交付申請書」
（各事務所の窓口にありますので、申請時に記載ください。なお、県のホームページにも様式があります。）
- ・自動車検査証
- ・納税した際の領収書（必要な場合があります。）

■交付手数料

不要